

平成19年度分

国民健康保険税の納税通知書を送付します

平成19年度分の国民健康保険税通知書を、7月中旬までに世帯主あてに送付します。

納期は、7月から翌年2月までの8回となっています。納付には、便利な口座振替をおすすめします。口座振替の申込書は、納税通知書に綴られていきますので、ぜひご利用ください。

■ 国保税は医療費の支払いに使われています

納付いただいた国保税は、加入者が保険医療機関に支払いをした3割（年齢によって、2割または1割）の医療

費を除く、残り7割分の医療費の支払いに使われています。

国保事業は、加入者相互の助け合いによって成り立つ保険制度ですから、国保税を納めない人がいると、加入者間の税負担の公平性を欠くばかりでなく、国保事業の運営自体が困難となってしまいますので、期限内の納付をお願いします。

なお、特別な事情で納付が困難な場合は、納税相談をご利用ください。

■ 住民課国民健康保険係 肉2115

国民健康保険税の納期

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日
期 別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	11月30日	12月25日	1月31日	2月29日

国民健康保険税の計算方法

医療保険分		
区 分	計 算 方 法	税 率
所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	8.3%
資産割額	本年度の固定資産税額 (土地・家屋分)	31.0%
均等割額	国保加入者1人につき	16,800円
平等割額	加入者人数に関係なく1世帯につき	18,000円
課税限度額		530,000円

介護保険分 (40歳以上65歳未満の国保加入者)		
区 分	計 算 方 法	税 率
所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	0.85%
均等割額	40歳以上65歳未満の国保加入者1人につき	7,800円
課税限度額		70,000円

年◆金◆相◆談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。

日時 7月12日(木)9時～16時

場所 役場3階第3会議室

持ち物 年金手帳、納付書など年金番号がわかるもの

■ 住民課国民年金係 肉2117

国民健康保険高年齢受給者証をお持ちの方へ

対象は...
(国民健康保険加入の70歳以上の方で、昭和7年10月2日以後生まれの方)

「高年齢受給者証(白色)」は7月31日が有効期限です。

新しい受給者証は、7月下旬までに郵送しますので、現在お持ちの受給者証は8月1日以降に役場へ持参または郵送による返却をお願いします。

なお、今回郵送する受給者証は、法改正により、平成20年3月末までの有効期限となっています。4月以降分は、3月に発送する予定です。

医療機関では、国民健康保険証と高年齢受給者証の両方を提示してください。

■ 住民課国民健康保険係 肉2115

国民年金保険料の免除制度

「ご存じですか？」

国民年金の第1号被保険者(自営業者・フリーターなど)で、保険料を納めることが困難な方には、申請し承認されると保険料が免除される制度があります。

● 免除の種類

- 全額免除
- 4分の1納付
- 半額納付
- 4分の3納付

● 免除の承認期間

7月から翌年6月までとなりますが、平成19年7月中の申請に限り、前年度分(平成18年7月から19年6月分)も申請することができま

● 免除の条件

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ定められた基準以下であることが条件となります。

また、30歳未満の方であれば、本人の所得のみ(ただし配偶者がいる場合は配偶者の所得も審査)で審査される若年者納付猶予制度があります。

なお、前年の所得のほかに天災や失業等の場合も審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等)を添えて、申請してください。

申請は毎年必要ですが、全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は、希望により翌年度申請をしなくても継続して審査が受けられる制度があります。

【注意】

○失業などを理由に承認された方や4分の1納付、半額納付、4分の3納付が承認された方は、翌年度も申請手続きが必要です。

○また、一部納付の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないで未納期間扱いとなります。

○免除は、前年の所得を基準としますので、所得の申告は忘れずに行ってください。

■ 住民課国民年金係 肉2117

平成19年度分

介護保険料の納め方

●特別徴収（年金からの天引き）対象の方

7月に特別徴収開始通知書を送付しますのでご確認ください。保険料は、年金の支給月に2か月分を天引きします。

昨年度、特別徴収されていた方（今年4月から6月までの間に転入をされた65歳以上の方を除く）は、今年度も引き続き年金から天引きされます。

今年4月、6月、8月から特別徴収が開始される方へも特別徴収開始通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収は、年金保険者（社会保険庁など）からの通知に基づいて行われています。

●普通徴収対象の方

次のいずれかに該当する方には、7月に納入通知書を送付します。納期は7月から翌年2月までの各月（8回）です。

昨年度、納入通知書により

保険料を納めた方（今年4月、6月または8月に特別徴収が開始された方を除く）

今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納入通知書を送付します。

7月から9月は納入通知書で納めていただき、10月以降年金からの天引きとなります。

今年4月から6月までの間に満65歳になられた方

今年4月から6月までの間に転入をされた65歳以上の方

●前述以外の方

・今年7月以降に満65歳になられる方には、満65歳到達月またはその翌月に納入通知書を送付します。

・今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

●今年5月以降に資格を喪失した方

介護保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡な

どで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納入通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方

転出先やご遺族あてに、納入通知書を送付します。

☎ 福祉課介護保険管理係 2123

介護保険

サービス利用者の

軽減について

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。

● 訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

（ ） の介護予防を含む ） のいずれかのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または、6%に軽減します。

● 負担限度額認定について
介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設（事業者）との契約によることが原則と

なりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができま

す。
いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。詳しくは、福祉課または担当のケアマネージャーにお問い合わせください。

☎ 福祉課介護保険管理係 2123

安全、便利、確実な

口座振替を

ご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れありません。

また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ口座振替をご利用ください。（普通徴収納入通知書に添付されている口座振替依頼書で申し込みできます。）

口座振替の開始は、申し込みの翌月末からとなります。町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要があります。

郵便局をご利用の方は、郵便局指定の用紙でお申し込みください。

☎ 福祉課介護保険管理係 2123

昭和7年9月30日以前に生まれた方の老人保健受給者証の更新

昭和7年9月30日以前に生まれた方には、老人保健受給者証（白色三つ折り）を交付してありますが、保険医療機関での本人の負担割合（1割または3割）は、毎年定期的に前年の所得を基準に見直しをすることになっています。

受給者証の表紙に記入してある負担割合が変更になる方には、7月中に受給者証を送付します。

旧受給者証は、後日、持参または郵送により返却をお願いします。

受給者証が送付されなかった方の負担割合は変更がありませんので、引き続き現在お持ちの受給者証をお使いください。

● 加入している健康保険が変わった方は、福祉課に届出をお願いします。

● 医療機関で受診する際には、健康保険証と老人保健受給者証を提示してください。

☎ 福祉課医療係 2128